

事務連絡
平成23年7月26日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管課担当者様
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

特別支援学校高等部卒業等にかかる就労継続支援B型の利用
の取り扱い等について

就労継続支援B型の利用対象者については、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「部長通知」といいます。）の第2の3の（5）の①に規定されているところです。

特別支援学校高等部卒業者の場合は、原則として、部長通知にいう「就労移行支援事業を利用（暫定支給決定における利用を含む。）した結果、本事業の利用が適当と判断された者」が対象となるものであり、就労移行支援事業等の利用により、本人の能力・適性についてアセスメントを経た上で「就労継続支援B型の利用が適当と判断された者」が同事業を利用することができる旨をお示ししているところです。

ただし、地域に就労移行支援事業所等が少なく、利用することが困難であると市町村が判断した場合には、就労移行支援を経ずに直接就労継続支援B型の利用を認める扱いとしています。（平成23年度までの経過措置）

本経過措置の取り扱いについては、この間に照会も多く、誤解を生じているところもあるようなので、以下について周知を図るものです。

都道府県におかれましては、管内市町村に対して周知をお願いいたします。

なお、この経過にかかる平成24年度以降の取扱いについては、現在検討中となっていることを申し添えます。

(周知を図る取り扱い)

- 平成24年3月に特別支援学校を卒業する者であっても、平成24年3月末までに支給決定を行えば、当該支給決定の有効期間内については経過措置の対象であること。

- 就労継続支援B型を既に利用されている者については、支給決定の有効期間内であれば、平成24年4月以降も引き続き利用することが可能であること。
また、支給決定の更新についても、平成24年3月末までに行われた支給決定の有効期間内であれば、平成24年4月以降も引き続き利用することが可能であること。

(体制整備状況の調査)

加えて、同取り扱いについて、各地方自治体における体制整備の状況を把握したいので、下記により期日までにご提出くださいますようお願いいたします。お忙しい中恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

記

- 1 体制整備状況調査票：各都道府県は別紙体制整備状況調査票を管内市区町村（指定都市及び中核市を除く）へ送付し、体制整備状況調査票（取りまとめ）.xls へ回答を取りまとめの上ご提出ください。
各指定都市及び中核市は、別紙体制整備状況調査票の回答を体制整備状況調査票（取りまとめ）.xls へ記入しご提出ください。

- 2 提出期限：平成23年8月10日（水）

- 3 提出方法：メールにて送付

- 4 提出先：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 就労支援係 今井、峯島
電話 03-5253-1111（内線 3044）
メール mineshima-toshinao@mhlw.go.jp

体制整備状況調査票

1	都道府県名	
2	市区町村名	
3	体制整備状況	
	就労移行支援	1 市区町村内にB型新規利用のためのアセスメントを全ての者に行う体制が整備されている 2 市区町村内にB型新規利用のためのアセスメントを一部の者に行う体制が整備されている 3 市区町村内に整備されていない
	就労継続支援A型	1 市区町村内にB型新規利用のためのアセスメントを全ての者に行う体制が整備されている 2 市区町村内にB型新規利用のためのアセスメントを一部の者に行う体制が整備されている 3 市区町村内に整備されていない
4-1	現行の取り扱い (2の場合)	1 基本的に市区町村内の就労移行支援事業所等によりB型利用のためのアセスメントが全ての者に行われている(一部、他の市区町村の事業所を利用している場合も含む)
	(4の場合)	2 基本的に市区町村内の就労移行支援事業所等によりB型利用のためのアセスメントが一部の者に行われている(一部、他の市区町村の事業所を利用している場合も含む) 3 市区町村内に就労移行支援事業所等は整備されていないが、他の市区町村にある就労移行支援事業所等によりB型利用のためのアセスメントが全ての者に行われている
	(6の場合)	4 市区町村内に就労移行支援事業所等は整備されていないが、他の市区町村にある就労移行支援事業所等によりB型利用のためのアセスメントが一部の者に行われている 5 市区町村内に就労移行支援事業所等が整備されているが、B型利用のためのアセスメントは行われておらず、平成24年3月31日までの経過措置 ^(※) に該当する者として対応している 6 市区町村内に整備されていない(3、4の場合を除く)
4-2	特別支援学校 在学中のアセスメント	1 特別支援学校在学中に就労移行支援事業所等によりB型利用のためのアセスメントが行われ、卒業と同時にB型の利用ができる体制が整備されている 2 特別支援学校在学中に暫定支給決定は行っていないが、就労移行支援事業所等の体験実習でアセスメントが行われ、卒業と同時にB型の利用ができる体制が整備されている 3 特別支援学校在学中にB型利用のためのアセスメントは行われておらず、平成24年3月31日までの経過措置 ^(※) に該当する者として対応している
5	今後の見通し (4-1を2、4、6と答えた場合)	1 平成24年度以降は、就労移行支援事業所等によりB型利用のためのアセスメントが全ての者に行われる見込みである 2 平成24年度以降は、就労移行支援事業所等によりB型利用のためのアセスメントが一部の者に行われる見込みである 3 平成24年度以降も、就労移行支援事業所等によりB型利用のためのアセスメントが行われることは困難である

※) 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号 各都道府県知事あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」の第2の3の5の①の(四)